

広島県告示第三百七十号

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年広島県告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「見込まれるもの」の下に「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であつて、知事が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあつては一人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）」を加える。

第五条第一項中「二十四億円」を「四十二億円」に、「三十六億円」を「六十三億円」に改め、同条第二項中「に係る借入の総額」を「から国庫補助金等の額を控除した額」に、「二十パーセント」を「三十五パーセント」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「地域再生支援利子補給金」の下に「又は特定地域再生支援利子補給金」を加え、「二十四億円」を「四十二億円」に、「三十億円」を「五十二・五億円」に、「三十六億円」を「六十三億円」に、「四十五億円」を「七十八・七億円」に改め、「（当該事業が第四項に規定する「過疎地域」又は「みなし過疎地域」において実施される場合にあつては、当分の間、第一項中「二十四億円」とあるのは「三十七・五億円」と、「三十六億円」とあるのは「五十六億円」とする。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「二十四億円」を「四十二億円」に、「三十七・五億円」を「六十七・五億円」に、「三十六億円」を「六十三億円」に、「五十六億円」を「百一・二億円」に、「二十パーセント」を「三十五パーセント」に、「二十五パーセント」を「四十五パーセント」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十三条を次のように改める。

（繰上償還）

第十三条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

- 一 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

- 二 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、知事が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

- 一 借入人が県の定めた地域振興民間能力活用事業計画に反したとき又は法令に違反したとき。

二 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
三 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になつたとき。

四 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

五 借入人が貸付金の償還を怠つたとき。

六 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠つたとき。

七 借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあつたとき又は競売の申立てがあつたとき。

八 借入人が解散したとき。

九 保証人が前三号に定める事由のいずれかに該当したとき。

十 前各号のほか県において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第二十条第三項を削る。

附則第二項を次のように改める。

(過疎地域等における貸付額の特例)

2 平成三十三年三月三十一日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する「過疎地域」(第五条第五項に該当する場合を除く。

)又は同法第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町の廃置分合若しくは境界変更があつた日の前日において過疎地域であつた区域若しくは同法同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域(第五条第五項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第五条第一項、第二項及び第四項の適用については、同条第一項中「四十二億円」とあるのは「五十四億円」と、「六十三億円」とあるのは「八十一億円」と、同条第二項中「三十五パーセント」とあるのは「四十五パーセント」と、同条第四項中「五十二・五億円」とあるのは「六十七・五億円」と、「七十八・七億円」とあるのは「百一・二億円」と読み替えるものとする。

附則に次の一項を加える。

(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)

3 平成三十五年三月三十一日までの間は、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する「離島振興対策実施地域」(第五条第五項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第五条第一項、第二項及び第四項の適用については、同条第一項中「四十二億円」とあるのは「五十四億円」と、「六十三億円」とあるのは「八十一億円」と、同条第二項中「三十五パーセント」とあるのは「四十五パーセント」と、同条第四項中「五十二・五億円」とあるのは「六十七・五億円」と、「七十八・七億円」とあるのは「百一・二億円」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の広島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。